

キッチンカー出店注意事項

- ・1店舗につき1品目に限る。(味の変更は可能)
- ・露店商が取り扱う品目は、出店できない場合がある。
(例:唐揚げ、焼きそば、たこ焼き、かき氷、ポツポ焼き等)
- ・アルコール類の販売は不可。
- ・出店者は、新潟県内に住所を有する実店舗をもたない個人・法人に限る。
- ・必要な電気設備は、出店者で用意すること。
- ・露店出店時間中車両の移動はしないこと。
(3日間とも9:30~22:00)
- ・火気器具等を使用する場合は、火気の使用には十分注意し必ず消火器を設置すること。
- ・出店中に飲酒しないこと。
- ・その他、臨時露店出店要綱及び臨時露店出店許可申請書の注意事項を守ること。